

事 務 連 絡

平成28年4月28日

各都道府県認知症施策担当課（室）御中

厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための
支援マニュアル（第二版）」の送付等について

日頃より、認知症施策の推進にあたり、御協力を賜り御礼を申し上げます。

今般、平成27年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）（研究代表者：荒井由美子（国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター長寿政策科学研究部長））を活用し、平成21年度に作成された「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」（以下、「支援マニュアル」という。）を別添のとおり、改訂したのでお知らせします。

なお、本事務連絡については、警察庁交通局運転免許課高齢運転者等支援室に情報提供し、関係機関への周知をお願いしているのでご留意願います。

○ 改訂の経緯

認知機能の低下を伴う高齢者の交通事故の増加等を踏まえ、昨年、道路交通法の一部が改正されたことなどから、認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者や自動車の運転を避けたいと考えている高齢者への対応が望まれるようになっていきます。このような中、認知症等による自動車運転の適性に関する相談が、運転免許センター等の警察関係機関のみならず、地域包括支援センターや医療機関等においても増加しているとの指摘を受けているところ です。

道路交通法においては、認知症に該当する者は運転免許を認めないこととされていることから、認知症と自動車運転について考えるために、認知症という病気の解説や、ご本人が運転を中止しなければならなくなった時の対応などを記載した支援マニュアルについて、最近の認知症に対する治療法の進歩等を踏まえ、別添のとおり改訂しました。

○ 支援マニュアルの活用について

当該支援マニュアルは、認知症のご本人が運転を中止しなければならなくなった時の対応に役立つものと考えられるので、都道府県内の警察関係機関との協力のもと、管内の市区町村や認知症の方の支援に携わる関係機関に幅広く周知していただくようお願いいたします。

また、支援マニュアルについては、以下の URL からダウンロードが可能なので、管内市区町村や関係機関における運転免許の適性の相談の際にご活用いただくようお願いいたします。

【URL】 <http://www.ncgg.go.jp/department/dgp/index-dgp-j.htm>

○ その他

認知症等に関する運転免許の適性に関する相談については、今後も増加することが想定されるため、警察関係機関との連携の上、地域包括支援センター等の医療・介護関係機関を含め、相談支援体制の充実をご検討願います。

一部の都道府県においては、警察関係機関と連携の上、運転免許センターの適性相談窓口で専門職の相談員を配置し、認知機能の低下が疑われる方等に対して、専門医療機関への受診勧奨等により認知症等の早期発見につなげるとともに交通事故防止を推進しているところです。

今後も認知症施策推進総合戦略に掲げる認知症の方を含む高齢運転者の安全確保の推進のため、何卒、御協力をお願いいたします。

【本件照会先】

厚生労働省老健局総務課

認知症施策推進室

担当：平井、石川

TEL：03-5253-1111（内線 3975）